

貸借対照表

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,945,022	流動負債	240,868
現金・預金	281,329	預り金	180,510
預託金	1,565,619	顧客からの預り金	180,488
顧客分別金信託	1,500,000	その他の預り金	21
その他の預託金	65,619	未払金	36,014
前払費用	8,564	未払法人税等	7,170
預け金	42,736	賞与引当金	17,173
未収入金	46,711		
未収収益	61	特別法上の準備金	287
		証券取引責任準備金	287
固定資産	364,625	負債合計	241,155
有形固定資産	92,686	(純資産の部)	
建物	70,272	株主資本	2,068,493
器具備品	22,414	資本金	3,000,000
無形固定資産	35,759	利益剰余金	△931,506
商標権	2,577	その他利益剰余金	△931,506
ソフトウェア	33,182	繰越利益剰余金	△931,506
投資その他の資産	236,180		
長期差入保証金	60,123	純資産合計	2,068,493
長期前払費用	176,057		
資産合計	2,309,648	負債・純資産合計	2,309,648

損益計算書

(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		2,385
受入手数料	582	
金融収益	1,802	
純営業収益		2,385
販売費・一般管理費		764,663
取引関係費	164,836	
人件費	186,756	
不動産関係費	95,963	
事務費	188,097	
減価償却費	102,928	
租税公課	6,891	
その他	19,189	
営業損失		762,278
営業外収益		2,696
営業外費用		111,590
経常損失		871,173
特別損失		38,550
固定資産除却損	38,263	
証券取引責任準備金繰入	287	
税引前当期純損失		909,723
法人税、住民税及び事業税		885
当期純損失		910,609

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の施行に伴い、当事業年度より「会社計算規則」並びに同規則第 146 条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」（平成 10 年総理府令・大蔵省令第 32 号）及び「証券業経理の統一について」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～38 年
器具・備品	3～20 年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(2) 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

②証券取引責任準備金

証券取引の事故による損失に備えるため、証券取引法第 51 条第 1 項の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第 35 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

開業費については、支出時に全額費用として処理しております。

②リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 重要な会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,068,493千円であり影響ありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産にかかる減価償却累計額 11,212千円

(2) 特別法上の準備金の計上を規定する法令の条項

証券取引責任準備金 証券取引法第51条第1項

3. リースにより使用する固定資産に関する注記

パソコン、通信機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

4. 重要な後発事象に関する注記

3.(2)記載の自己新株予約権については、平成19年4月12日開催の取締役会決議に基づき、同日付で、全数消却されております。